

令和4年度第2回長浜市しょうがい福祉推進協議会 次第

日時：令和5年2月17日（金）13：00～

場所：長浜まちづくりセンター 会議室1A・B

1. あいさつ

2. 議事

（1）「手話で共に暮らす長浜市手話言語条例」について 資料1

（2）しょうがい者差別解消について 資料2

（3）長浜市しょうがい福祉プランの策定について 資料3－1、3－2

（4）その他

3. 閉会

令和４年度長浜市しょうがい福祉推進協議会名簿

<協議会委員>

	種 別	所属団体等	氏 名	備 考
1	学識経験者	滋賀県立大学	中村 好孝	
2	保健医療関係者	湖北医師会	山崎 正策	
3		長浜赤十字病院	林 徳子	
4		セフィロト病院	雑賀 正明	
5	商工労働関係者	長浜公共職業安定所	加藤 由希子	
6	しょうがい者団体	長浜市身体障害者福祉協会	北川 正子	
7		長浜市手をつなぐ育成会	太田 和廣	
8	社会福祉関係者	長浜米原しょうがい者自立支援協議会	佐野 武和	
9		障害者支援センターそら	下川 並子	
10		長浜市社会福祉協議会	橋本 宏美	
11	教育関係者	滋賀県立長浜養護学校	増田 美智子	
12	行政関係者	滋賀県湖北健康福祉事務所	野坂 明子	

<敬称略>

<長浜市>

	所属	役職	氏 名	備 考
1	健康福祉部	部長	鵜飼 康治	
2		次長	宮川 芳一	
3	しょうがい福祉課 (事務局)	課長	中上 明美	
4		課長代理	真壁 栄志	
5		係長	富永 人志	
6		主査	吉田 晃	

○長浜市しょうがい福祉推進協議会開催要領

(趣旨)

第1条 この要領は、長浜市におけるしょうがい者（児）に関する施策について、総合的かつ計画的な推進を図るため、長浜市しょうがい福祉推進協議会（以下「協議会」という。）を開催することに関し必要な事項を定めるものとする。

(意見等を求める事項)

第2条 協議会において意見又は助言を求める事項は、次のとおりとする。

- (1) 長浜市しょうがい福祉計画に関する事項
- (2) しょうがい者虐待防止に関する事項
- (3) しょうがい者差別解消支援に関する事項
- (4) その他市長が意見を求める必要があると認める事項

(参加者)

第3条 市長は、次に掲げる者のうちから、協議会への参加を求めるものとする。この場合において、参加者の性別構成は、男女いずれも参加者の総数の10分の4以上とすることに努めるものとする。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 関係団体の推薦を受けた者
- (4) その他市長が必要と認める者

(運営)

第4条 協議会の会議は、市長が招集する。

- 2 協議会に座長及び副座長を置く。
- 3 座長及び副座長は、委員の互選により定める。
- 4 座長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 5 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

(関係者の出席等)

第5条 市長は、必要があると認めるときは、協議会に関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、健康福祉部しょうがい福祉課において処理する。

(補則)

第7条 この要領に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

手話で共に暮らす長浜市手話言語条例の制定について

1 制定の趣旨・理由

手話は言語であるとの認識に基づき、しょうがいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら、共生する地域社会の実現のため、制定するものです。

2 主な内容

基本理念を定め、市の責務及び市民、ろう者の役割を明らかにするとともに、手話に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための方針を策定し、手話に対する理解の促進、手話の普及及び手話を使用しやすい環境づくりに取り組めます。

※条例の概要は、次頁のとおり

3 施行期日

令和5年4月1日

4 協議・検討状況（令和4年4月以降）

令和4年4月 健康福祉常任委員会（パブリックコメント前概要報告）
4月 第1回パブリックコメント実施（概要）（4/27～5/27）
6月 第3回 条例を検討する懇談会
7月 長浜市しょうがい福祉推進協議会
8月 第4回 条例を検討する懇談会（素案検討）
10月 健康福祉常任委員会（パブリックコメント前素案報告）
10月 第2回パブリックコメント実施（素案）（10/25～11/24）
12月 第5回 条例を検討する懇談会（案検討）
令和5年2月 長浜市しょうがい福祉推進協議会（報告）
3月 3月定例会議会上程（予定）

※ 適宜、聴覚障害者協会及び手話団体等へ説明、庁内意見照会を実施

手話で共に暮らす長浜市手話言語条例の概要

前 文

- ・手話は、音声言語とは異なる言語であり、ろう者は、コミュニケーションを図るために必要な言語として、大切に育んできた。しかしながら、手話はかつて言語として認められず、ろう者は、多くの不便や不安を感じながら生活してきた。
- ・障害者の権利に関する条約や障害者基本法において、手話は言語として位置づけられたが、手話が言語であるとの認識は広く共有されていないことから、手話に対する理解を深め、手話を使用しやすい環境を整備していくことが必要である。
- ・手話が言語であるという認識に基づき、手話への理解を広め、市民と市を訪れた人を含むみんなの心を通わせる豊かな共生社会を実現するため、手話に関する施策を推進する「手話で共に暮らす長浜市手話言語条例」を制定する。

目 的(第1条)

- ・手話の理解の促進及び普及、手話を使用しやすい環境の構築に関し、基本理念を定め、市の責務と市民、ろう者及び事業者の役割を明らかにするとともに、総合的かつ計画的に施策を推進し、全ての者が共生することのできる地域社会を実現することを目的とする。

市民等の役割(第5条)

- ・市民は、手話への理解を深め、市の施策に協力するよう努める。
- ・ろう者や手話通訳者等は、手話の普及に努める。
- ・事業者は、ろう者が利用しやすいサービスの提供と働きやすい環境の整備に努める。

定 義(第2条)

- ・用語を次のとおり定義する。
 - (1)市民 ・ ・ 本市に居住する者、通勤・通学する者
 - (2)ろう者 ・ ・ 手話を使用して、日常生活又は社会生活を営む全ての者
 - (3)事業者 ・ ・ 市内において、事業を行う個人及び法人その他の団体

施策の推進方針の策定(第6条)

- ・次の施策を総合的かつ計画的に推進するための方針を策定する。
 - (1)手話への理解の促進及び手話の普及を図るための施策
 - (2)手話による意思疎通や情報を得る機会の拡大のための施策
 - (3)コミュニケーション手段として手話を選択することが容易にでき、手話を使用しやすい環境を構築するための施策
 - (4)手話通訳者の確保及び養成をはじめとする意思疎通支援者に関する施策
 - (5)市長が必要と認める施策
- ・市は、推進方針の策定に際し、必要に応じ、ろう者その他の関係者の意見を反映させるために、必要な措置を講ずる。

基本理念(第3条)

- ・ろう者が、自立した日常生活を営み、全ての市民と相互に人格及び個性を尊重し合いながら、心豊かに共生することができる地域社会の実現を目指すものであること。
- ・手話が言語であることを認識し、ろう者が手話でコミュニケーションを図りやすい環境を構築するものであること。
- ・ろう者は、手話によりコミュニケーションを円滑に図る権利を有し、その権利は尊重されるものであること。

財政措置(第7条)

- ・市は、手話に関する施策に必要な財政上の措置を講ずるよう努める。

市の責務(第4条)

- ・市は、国、県その他の関係機関及び手話に関わる団体と連携し、ろう者が、自立した日常生活や地域で社会参加ができるように必要な施策を推進する。
- ・災害時において、市は、ろう者に対し、適切に情報を提供するとともに、意思疎通の支援に必要な措置を講ずる。

委 任(第8条)

- ・この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

手話で共に暮らす長浜市手話言語条例（案）

手話は、音声言語とは異なる言語であり、手指や体の動き、表情を使って視覚的に表現する言語です。ろう者は、他者とコミュニケーションを図り、お互いの気持ちを理解し合うため、また、知識を蓄え、文化を創造するために必要な言語として、手話を大切に育んできました。

しかしながら、かつて手話が言語として認められず、その使用が禁止されていた時期があるなど、ろう者は、様々な場面で、多くの不便や不安を感じながら生活してきました。

その後、障害者の権利に関する条約（平成 26 年条約第 1 号）や障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）において、手話は言語として位置付けられましたが、手話が言語であるとの認識は広く共有されている状況ではないことから、手話に対する長浜市民の理解を深めるとともに、手話を普及して使用しやすい環境を整備していくことが重要です。

長浜市は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話に関する施策を推進し、長浜市民が手話の理解と広がりをもって地域で支え合うとともに、長浜市民と長浜市を訪れた人を含むみんなの心を通わせる豊かな共生社会を実現するため、この条例を制定します。

（目的）

第 1 条 この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話への理解の促進、手話の普及及び手話を使用しやすい環境の構築に関し、基本理念を定め、市の責務並びに市民、ろう者及び事業者の役割を明らかにするとともに、手話に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって全ての者が共生することのできる地域社会を実現することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市の区域内に居住する者、通勤する者又は通学する者をいう。
- (2) ろう者 手話を使用して、日常生活又は社会生活を営む全ての者（手話を使用するろう児及び盲ろう者を含む。）をいう。
- (3) 事業者 市内において、事業を行う個人及び法人その他の団体をいう。

（基本理念）

第 3 条 手話への理解の促進及び手話の普及並びに手話の獲得及び習得に関する施策は、次に掲げる事項を基本として行わなければならない。

- (1) ろう者が、自立した日常生活を営み、全ての市民と相互に人格及び個性を尊重し合いながら、心豊かに共生することができる地域社会の実現を目指すものであること。
- (2) 手話が言語であることを認識し、ろう者が、手話でコミュニケーションを図

りやすい環境を構築するものであること。

- (3) ろう者は、手話によりコミュニケーションを円滑に図る権利を有し、その権利は尊重されるものであること。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、国、県その他の関係機関及び手話に関わる団体と連携することにより、ろう者が、手話によるコミュニケーションを図ることができ、自立した日常生活又は地域における社会参加ができるように必要な施策を推進するものとする。

- 2 災害が発生した場合において、市は、ろう者に対し、適切に情報を提供するとともに、意思疎通の支援に必要な措置を講ずるものとする。

(市民等の役割)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、手話への理解を深め、手話に関する市の施策に協力するよう努めるものとする。

- 2 ろう者、手話通訳者等の手話を使用する者は、基本理念にのっとり、手話の普及に努めるものとする。
- 3 事業者は、基本理念にのっとり、ろう者が利用しやすいサービスの提供及び働きやすい環境の整備に努めるものとする。

(施策の推進方針の策定)

第6条 市は、次に掲げる施策を総合的かつ計画的に推進するための方針（次項において「推進方針」という。）を策定するものとする。

(1) 手話への理解の促進及び手話の普及を図るための施策

(2) 手話による意思疎通又は情報を得る機会の拡大のための施策

(3) コミュニケーションの手段として手話を選択することが容易にでき、かつ、手話を使用しやすい環境を構築するための施策

(4) 手話通訳者の確保及び養成をはじめとする手話による意思疎通支援者のための施策

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める施策

- 2 市は、推進方針の策定に際し、必要に応じ、ろう者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

(財政措置)

第7条 市は、手話に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

手話奉仕員養成講座

知っておきたい 障害者差別解消法



令和4年8月19日

長浜市しょうがい福祉課
相談支援係 富永

1

障害者差別解消法(H28.4.1施行)の 概要①

■法律の目的

しょうがいの有る無しに関わらず、すべての国民がお互いに人格と個性を尊重し合って共に暮らせる社会を実現すること

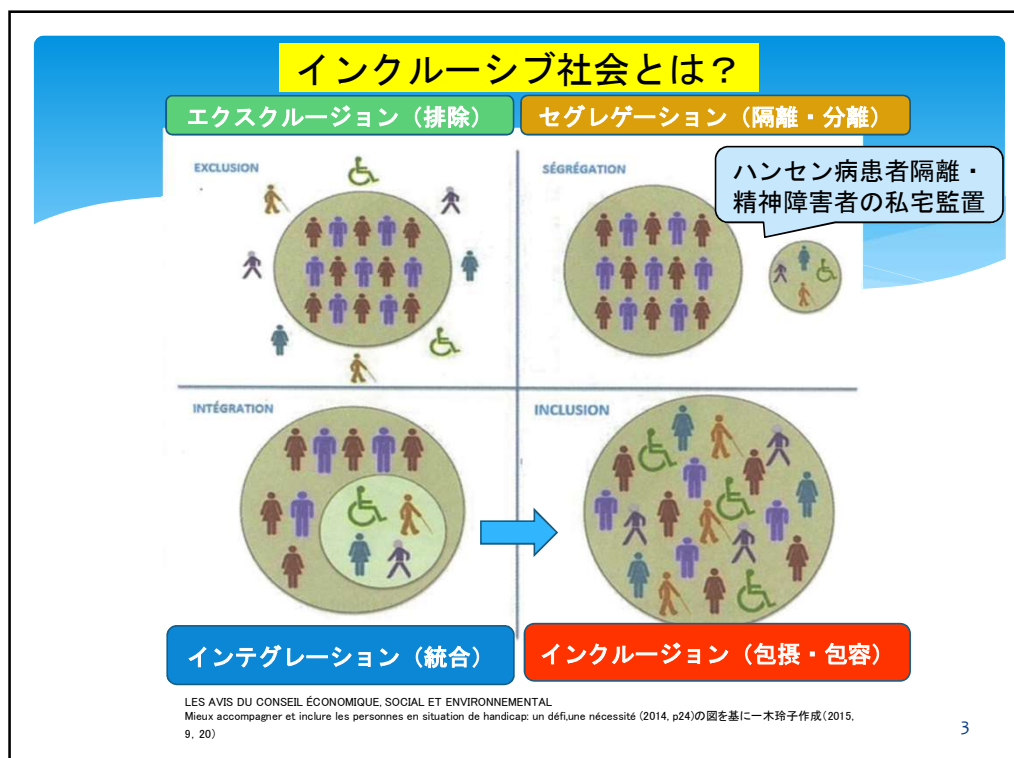
⇒インクルーシブ社会

■対象となる人はすべての「しょうがいのある人」

「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」（差別解消法第2条・定義より）

⇒いわゆる障害者手帳の所持者に限られない

2



障害者差別解消法(H28.4.1施行)の概要②

■主な内容

- ①国・地方公共団体及び民間事業者は、
不当な差別的取り扱いをしてはいけない
- ②国・地方公共団体は、**合理的配慮**をしなければならない
- ③国・地方公共団体は、相談・紛争防止・紛争解決のための体制を整備する

不当な差別的取扱い

【不当な差別的取扱いとは】

誰もが納得できる理由や、やむを得ない理由なく、障害を理由として、サービスの提供を拒否したり、制限したり、条件を付けたりすることです。

アパートを借りるときに障害があることを伝えたと、それを理由に貸してくれなかった。



盲導犬と一緒に飲食店に入ろうとしたら入店を断られた。



障害のある人は保護者や介助者が一緒に来ないと窓口対応しないとされた。



本人を無視して保護者や介助者だけに話しかけた。



5

合理的配慮の提供

【合理的配慮とは】

しょうがいのある人の社会生活における行動を妨げる社会的障壁を取り除く配慮をすることです。しょうがいのある人から、何らかの配慮を求める意思の表明があったら、負担になりすぎない範囲で、個別に対応を行います。

窓口で聴覚障害のある人からの申出に応じて、手話や筆談で対応した。



申出に応じて、資料にフリガナをつけたり、わかりやすい表現で説明した。



駅で視覚障害のある人からの申出に応じて、券売機の操作を手伝った。



「人の多い待合室は周囲が気になって落ち着かず、順番を待つのが難しい」との申出に応じて、別のスペースを確保した。



6

「社会的障壁」とは

物理的なバリア

公共交通機関、道路、建物などにおいて、利用者に移動面で困難をもたらす物理的なバリアのことを言います。

制度的なバリア

社会のルール、制度によって、障害のある人が能力以前の段階で機会の均等を奪われているバリアのことを言います。

4つのバリア

文化・情報面でのバリア

情報の伝え方が不十分であるために必要な情報が平等に得られないバリアのことを言います。

意識上のバリア

周囲から心無い言葉、差別、無関心など、しょうがいのある人を受け入れられないバリアのことを言います。しょうがいに対する誤った認識から生まれます。

7

障害者差別解消法(H28.4.1施行)の概要③

	不当な差別的取扱い	合理的配慮の提供
国の行政機関・地方公共団体等		
事業者		

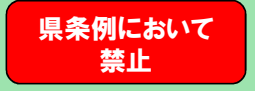
8

障害者差別解消法改正(R3) (令和3年6月4日公布から3年以内に施行)

	不当な差別的取扱い	合理的配慮の提供
国の行政機関・ 地方公共団体等		
事業者		

9

滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例(平成31年4月1日施行)

	不当な差別的取扱い	合理的配慮の提供
国の行政機関・ 地方公共団体等		
事業者		
個人		

10

雇用分野では

■雇用分野の差別禁止と合理的配慮義務

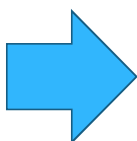
改正障害者雇用促進法では、職場でしょうがいのある人が働くうえでの支障となっていることを、過重な負担を伴わない範囲で、事業主が改善することとしています。

11

障害の捉え方を「障害の社会モデル」に

【障害の社会モデルとは】

しょうがいのある人が日常生活または社会生活において受ける制限は、「障害」のみに起因するものではなく、社会的障壁と相対することによって生ずるものとする考え方



「障害」は、個人の心身機能の障害と社会的障壁の相互作用によって創り出されるものであり、社会的障壁を取り除くのは社会の責務

12

「障害の社会モデル」の視点

「障害」とは

13

「障害」はどこにあるのか

- 突然ですが、
「障害」とは、どこにあるのでしょうか？

（車いすの方）

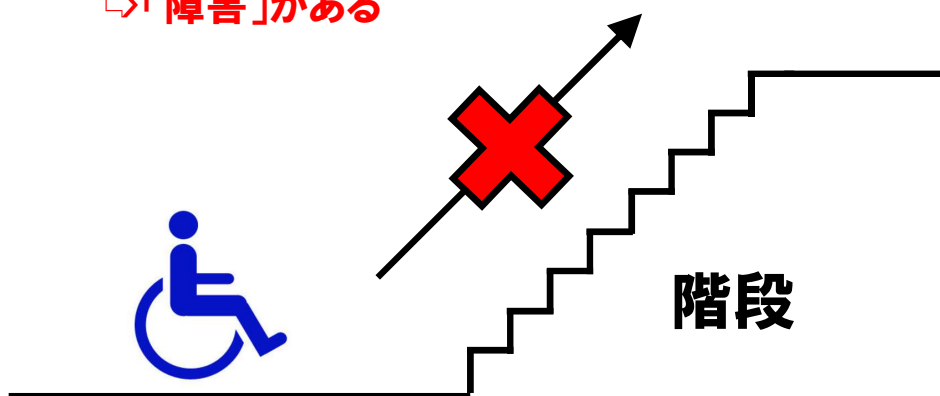


14

「障害」はどこにあるのか

○階段しかないので、2階には上がれない

⇒「障害」がある

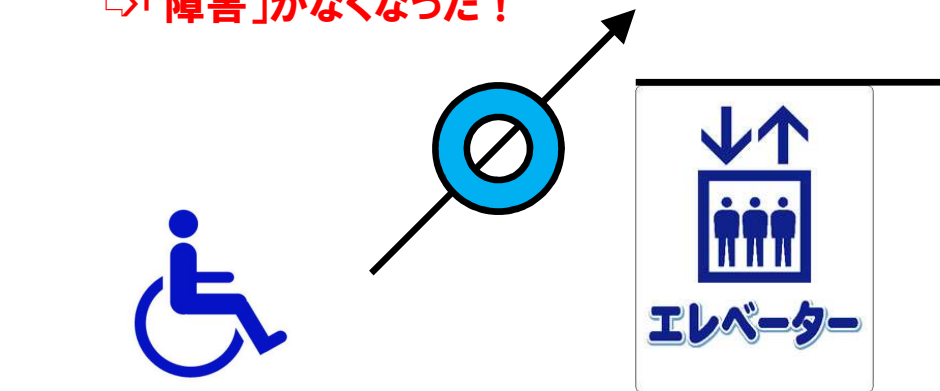


15

「障害」はどこにあるのか

○エレベーターがあれば、2階に上がれる

⇒「障害」がなくなった！



16

「障害」はどこにあるのか

○車いすの方は、何も変わっていない

○変わったのは、あくまでも周囲の環境

⇒「**障害**」とは、障害者本人の機能障害を指すのではなく、社会の様々な障壁（**社会的障壁**）によって生じるもの

⇒これが、障害者権利条約が採用している世界の潮流の考え方（いわゆる「**障害の社会モデル**」）

17

最後に

☆「障害」を、自分ごと・社会全体の問題として捉える

「**障害の社会モデル**」

☆まず身の回りからできることを、やってみる

「**合理的配慮の提供**」

18

駅アナウンス、視覚化 JR上野駅、聴覚障害者向け実験

2022/6/15付 | 日本経済新聞 夕刊



ご清聴ありがとうございました

19

長浜市しょうがい福祉プランの策定について

1. 策定目的

平成 30 年度に策定（令和 3 年中間見直し）した「長浜市しょうがい福祉プラン」について、これまでの計画の実施状況を評価し、引き続き本市における障害福祉施策を推進するため、下記の調査等を実施します。

2. 調査について

（1）意見調査

期 間：令和 5 年 1 月 2 0 日～2 月 2 4 日

対 象：長浜米原しょうがい者自立支援協議会構成団体 182 団体

当事者団体・家族会（17 団体）

その他団体（39 団体）

障害福祉サービス事業所（126 団体）

調査内容：事業所・団体の概要及び活動等について

自立支援協議会・基幹相談支援センターについて

長浜市しょうがい福祉プランについて

（2）意見交換

期 間：令和 5 年 2 月 2 4 日まで

対 象：上記団体の内、意見交換を希望する団体

内 容：アンケート調査票を元に事業所・団体と意見交換を実施

（3）庁内取組状況調査

期 間：令和 5 年 1 月 1 1 日～3 1 日

対 象：庁内取組状況調査（28 課 1 局 1 センター）

内 容：94 の取組事業における令和 2～4 年度の取組状況と評価、
令和 5 年度以降の方向性について

（4）当事者アンケート

調査期日：令和 5 年 5 月頃（予定）

対 象：2,500 人（無作為抽出）

手帳所持者数：身体障害者手帳：4,359 人

療育手帳：1,401 人

精神障害者保健福祉手帳：998 人

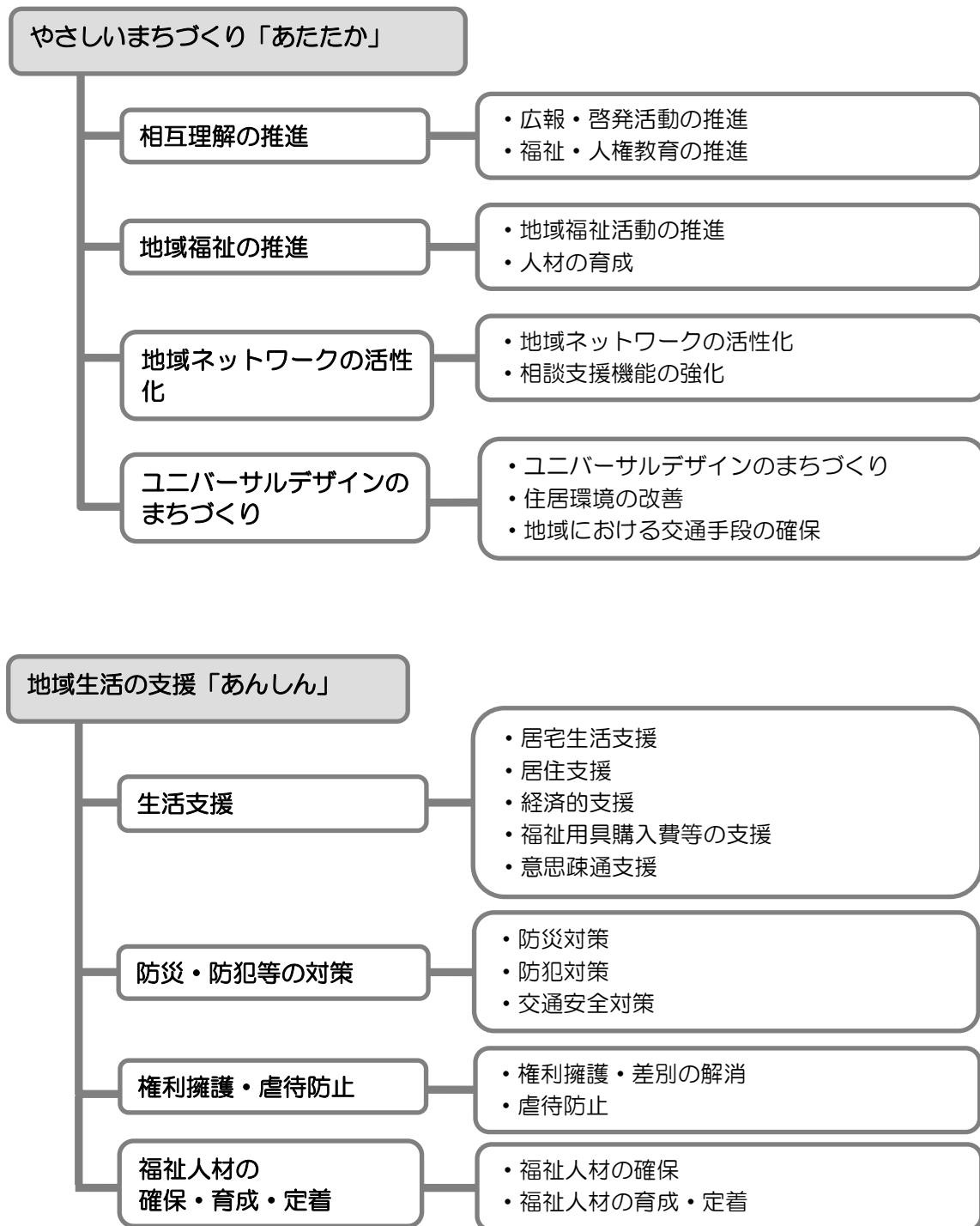
合計：6,758 人（R4.4 月時点）

内 容：別紙のとおり（検討中）

参考：前回の状況（H29 年 6 月実施）

	手帳所持者数	配 布 数	有効回答数	有効回答率
全体	6,842 人	2,500 通	1,232 通	49.3%
身体しょうがい	4,770 人	1,453 通	729 通	50.2%
知的しょうがい	1,266 人	448 通	172 通	38.4%
精神しょうがい	806 人	382 通	179 通	46.9%
しょうがい児	上記に含む	217 通	86 通	39.6%

3. 5つの柱と主な取組



医療・保健・福祉の連携「すこやか」

しょうがいの早期発見・早期支援

- ・健康づくりの推進
- ・しょうがいの早期発見・早期対応
- ・疾病の早期発見・早期対応
- ・乳幼児健診・乳幼児相談の推進

精神保健・医療の充実

- ・心の健康づくりの推進
- ・相談支援・医療の充実
- ・地域生活への移行促進
- ・地域交流サロン

医療的ケアへの対応

- ・医療の充実
- ・医療的ケアの充実

医療費の支援

- ・更生医療
- ・育成医療
- ・精神通院医療
- ・福祉医療

子どもの発達・教育支援「はぐくむ」

地域における子育て支援

- ・地域の幼稚園・保育所・認定こども園・学校等での支援
- ・放課後・休暇中の活動支援

乳幼児期からの早期支援

- ・発達支援の充実
- ・早期療育の充実

学齢期における支援

- ・学校教育の充実
- ・進学・就労等の支援

活動の充実「いきがい」

就労支援

- ・一般就労の拡大
- ・福祉的就労の支援
- ・販路・事業拡大等の支援
- ・就労支援体制の充実

日中活動支援

- ・日中活動系サービスの充実

社会参加・参画の促進

- ・多様な活動の支援
- ・参加を促進する環境づくり

4. スケジュール（予定）

R5	4 月	長浜米原しょうがい者自立支援協議会運営委員会
	5 月	当事者アンケート
	6 月	市議会（中間報告）
	7-9 月	しょうがい福祉推進協議会 ・ しょうがい福祉プラン（素案）（たたき台）について
	10 月	市議会（パブリックコメント前報告）
	11-12 月	パブリックコメント
	12 月	しょうがい福祉推進協議会 ・ しょうがい福祉プラン（案）について 長浜米原しょうがい者自立支援協議会運営委員会
R6	3 月	市議会提案

福祉に関する当事者アンケート（案）

問1 お答えいただくのは、どなたですか。

1. 本人（この調査票が郵送された宛名の方）
2. 本人の家族
3. 家族以外の介助者

問2 あなたの年齢をお答えください。（平成29年6月1日現在）

問3 あなたの性別をお答えください。

問4 あなたがお住まいの地域はどこですか。（〇は1つだけ）

- | | | |
|-----------|---------|----------|
| 1. 旧長浜市地域 | 2. びわ地域 | 3. 虎姫地域 |
| 4. 浅井地域 | 5. 湖北地域 | 6. 高月地域 |
| 7. 木之本地域 | 8. 余呉地域 | 9. 西浅井地域 |

問5 現在、あなたが一緒に暮らしている人は、どなたですか。

- | | | |
|-------------------|--------------------------------|---------------|
| 1. 父母・祖父母 | 2. 兄弟・姉妹 | 3. 配偶者（夫または妻） |
| 4. 子ども | 5. その他（ ） | |
| 6. いない（一人で暮らしている） | | |

問6 日常生活で、次のことをどのようにしていますか。①から⑩のそれぞれにお答えください。

項 目	ひとりでできる	一部介助が必要	全部介助が必要
①食事	1	2	3
②トイレ	1	2	3
③入浴	1	2	3
④衣服の着脱	1	2	3
⑤身だしなみ	1	2	3
⑥家の中の移動	1	2	3
⑦外出	1	2	3
⑧家族以外の人との意思疎通	1	2	3
⑨お金の管理	1	2	3
⑩薬の管理	1	2	3

問7 あなたを介助してくれる方は主に誰ですか。

- | | | |
|-------------------|--------------------------------|---------------|
| 1. 父母・祖父母 | 2. 兄弟・姉妹 | 3. 配偶者（夫または妻） |
| 4. 子ども | 5. その他（ ） | |
| 6. いない（一人で暮らしている） | | |

問8 あなたを介助してくれる家族で、特に中心となっている方の年齢、性別、健康状態をお答えください。

- | | | |
|-------|--------|---------|
| ①年齢 | ②性別 | |
| ③健康状態 | | |
| 1. よい | 2. ふつう | 3. よくない |

問9 あなたは身体障害者手帳をお持ちですか。

- | | | |
|-----------|-------|-------|
| 1. 1級 | 2. 2級 | 3. 3級 |
| 4. 4級 | 5. 5級 | 6. 6級 |
| 7. 持っていない | | |

問10 身体障害者手帳をお持ちの場合、主たるしょうがいをお答えください。

- | | |
|----------------------|--------------|
| 1. 視覚しょうがい | 2. 聴覚しょうがい |
| 3. 音声・言語・そしゃく機能しょうがい | 4. 肢体不自由（上肢） |
| 5. 肢体不自由（下肢） | 6. 肢体不自由（体幹） |
| 7. 内部しょうがい（1～6以外） | |

問11 あなたは療育手帳をお持ちですか。

1. A1 2. A2
3. B1 4. B2
5. 持っていない

問12 あなたは精神障害者保健福祉手帳をお持ちですか。

1. 1級 2. 2級 3. 3級
4. 持っていない

問13 あなたは難病（特定疾患）の認定を受けていますか。

1. 受けている 2. 受けていない

問14 あなたは発達しょうがいとして診断されたことがありますか。

1. ある 2. ない

問15 あなたは高次脳機能しょうがいとして診断されたことがありますか。

1. ある 2. ない

問16 あなたが現在受けている医療ケアをご回答ください。

1. 気管切開
2. 人工呼吸器（レスピレーター）
3. 吸入
4. 吸引
5. 胃ろう・腸ろう
6. 鼻腔経管栄養
7. 中心静脈栄養（IVH）
8. 透析
9. カテーテル留置
10. ストマ（人工肛門・人工膀胱）
11. 服薬管理
12. その他
13. 受けていない

問17 あなたは現在どのように暮らしていますか。

1. 一人で暮らしている
2. 家族と暮らしている
3. グループホームで暮らしている
4. 福祉施設（しょうがい者支援施設、高齢者支援施設）で暮らしている
5. 病院に入院している
6. その他

問18 あなたは将来、地域で生活したいと思いますか。

1. 今のまま生活したい
2. グループホームなどを利用したい
3. 家族と一緒に生活したい
4. 一般の住宅で一人暮らしをしたい
5. その他（ ）

問19 地域で生活するためには、どのような支援があればよいと思いますか。

1. 在宅で医療ケアなどが適切に得られること
2. しょうがいのある人に適した住居の確保
3. 必要な在宅サービスが適切に利用できること
4. 生活訓練などの充実
5. 経済的な負担の軽減
6. 相談対応などの充実
7. 地域住民等の理解
8. その他（ ）

問20 あなたは、1週間にどの程度外出しますか。

1. 毎日外出する
2. 1週間に数回外出する
3. めったに外出しない
4. まったく外出しない

問21 あなたが外出する際の主な同伴者は誰ですか。

1. 父母・祖父母
2. 兄弟・姉妹
3. 配偶者（夫または妻）
4. 子ども
5. その他（ ）
6. 一人で外出する

問22 あなたは、どのような目的で外出することが多いですか。

- | | |
|--------------------------------|---------------|
| 1. 通勤・通学・通所 | 2. 訓練やリハビリに行く |
| 3. 医療機関への受診 | 4. 買い物に行く |
| 5. 友人・知人に会う | 6. 趣味やスポーツをする |
| 7. グループ活動に参加する | 8. 散歩に行く |
| 9. その他（ ） | |

問23 外出する時に困ることは何ですか。

- | | |
|----------------------------------|-------------------------|
| 1. 公共交通機関が少ない（ない） | 2. 列車やバスの乗り降りが困難 |
| 3. 道路や駅に階段や段差が多い | 4. 切符の買い方や乗換えの方法がわかりにくい |
| 5. 外出先の建物の設備が不便（通路、トイレ、エレベーターなど） | |
| 6. 介助者が確保できない | 7. 外出にお金がかかる |
| 8. 周囲の目が気になる | 9. 発作など突然の身体の変化が心配 |
| 10. 困った時にどうすればいいのか心配 | |
| 11. その他（ ） | |

問24 あなたは、平日の日中を主にどのように過ごしていますか。

1. 会社勤めや、自営業、家業などで収入を得て仕事をしている
2. ボランティアなど、収入を得ない仕事をしている
3. 専業主婦（主夫）をしている
4. 福祉施設、作業所などに通っている（就労継続支援A型も含む）
5. 病院などのデイケアに通っている
6. リハビリテーションを受けている
7. 自宅で過ごしている
8. 入所している施設や病院などで過ごしている
9. 大学、専門学校、職業訓練校などに通っている
10. 特別支援学校（小中高等部）に通っている
11. 一般の高校、小中学校に通っている

問25 どのような勤務形態で働いていますか。

1. 正職員で他の職員と勤務条件などに違いはない
2. 正職員で短時間勤務などのしょうがい者配慮がある
3. パート・アルバイトなどの非常勤職員、派遣職員
4. 自営業、農林水産業など
5. その他（ ）

問26 あなたは今後、収入を得る仕事をしたいと思いますか。

- | | |
|-----------|------------------|
| 1. 仕事をしたい | 2. 仕事はしたくない、できない |
|-----------|------------------|

問27 収入を得る仕事を得るために、職業訓練などを受けたいと思いますか。

1. すでに職業訓練を受けている
2. 職業訓練を受けたい
3. 職業訓練を受けたくない、受ける必要はない

問28 あなたは、しょうがい者の就労支援として、どのようなことが必要だと思いますか。

- | | |
|---------------------------------|---------------------------|
| 1. 通勤手段の確保 | 2. 勤務場所におけるバリアフリーなどの配慮 |
| 3. 短時間勤務や勤務日数などの配慮 | 4. 在宅勤務の拡充 |
| 5. 職場のしょうがい者理解 | 6. 職場の上司や同僚にしょうがいの理解があること |
| 7. 職場で介助や援助などが受けられること | 8. 就労後のフォローなど職場と支援機関の連携 |
| 9. 企業ニーズに合った就労訓練 | 10. 仕事についての職場外での相談対応、支援 |
| 11. その他（ ） | |

問29 あなたはしょうがい支援区分の認定を受けていますか。

1. 区分1
2. 区分2
3. 区分3
4. 区分4
5. 区分5
6. 区分6
7. 受けていない

問30 あなたは次のサービスを利用していますか。また、今後利用したいと考えますか。(①から⑳のそれぞれについて、「現在利用しているか」と「今後利用したいか」の両方を回答(番号に○)してください)

	現在		今後	
	利用している	利用していない	利用したい	利用しない
① 居宅介護(ホームヘルプ)	1	2	1	2
② 重度訪問介護	1	2	1	2
③ 同行援護	1	2	1	2
④ 行動援護	1	2	1	2
⑤ 重度障害者等包括支援	1	2	1	2
⑥ 生活介護	1	2	1	2
⑦ 自立訓練(機能訓練、生活訓練)	1	2	1	2
⑧ 就労移行支援	1	2	1	2
⑨ 就労継続支援A型	1	2	1	2
⑩ 就労継続支援B型	1	2	1	2
⑪ 療養介護	1	2	1	2
⑫ 短期入所(ショートステイ)	1	2	1	2
⑬ 共同生活援助(グループホーム)	1	2	1	2
⑭ 施設入所支援	1	2	1	2
⑮ 相談支援	1	2	1	2
⑯ 児童発達支援	1	2	1	2
⑰ 放課後等デイサービス	1	2	1	2
⑱ 保育所等訪問支援	1	2	1	2
⑲ 医療型児童発達支援	1	2	1	2
⑳ 福祉型児童入所支援	1	2	1	2
㉑ 医療型児童入所支援	1	2	1	2

問31 あなたは、普段、悩みや困ったことをどなたに相談しますか。

1. 家族や親せき
2. 友人・知人
3. 近所の人
4. 職場の上司や同僚
5. 施設の指導員など
6. ホームヘルパーなどサービス事業所の人
7. しょうがい者団体や家族会
8. かかりつけの医師や看護師
9. 病院のケースワーカーや介護保険のケアマネージャー
10. 民生委員・児童委員
11. 通園施設や保育所、幼稚園、学校の先生
12. 相談支援事業所などの民間の相談窓口
13. 行政機関の相談窓口
14. その他()

問32 あなたはしょうがいのことや福祉サービスなどに関する情報を、どこから知ることが多いですか。

1. 本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース
2. 行政機関の広報誌
3. インターネット
4. 家族や親せき、友人・知人
5. サービス事業所の人や施設職員

6. しょうがい者団体や家族会（団体の機関誌など）
7. かかりつけの医師や看護師
8. 病院のケースワーカーや介護保険のケアマネージャー
9. 民生委員・児童委員
10. 通園施設や保育所、幼稚園、学校の先生
11. 相談支援事業所などの民間の相談窓口
12. 行政機関の相談窓口
13. その他（ ）

問33 あなたは、しょうがいがあることで差別や嫌な思いをする（した）ことがありますか。

1. ある
2. 少しある
3. ない

問34 どのような場所で差別や嫌な思いをしましたか。

1. 学校・仕事場
2. 仕事を探すとき
3. 外出先
4. 余暇を楽しむとき
5. 病院などの医療機関
6. 住んでいる地域
7. その他（ ）

問35 成年後見制度についてご存じですか。

1. 名前も内容も知っている
2. 名前を聞いたことがあるが、内容は知らない
3. 名前も内容も知らない

問36 あなたは、「障害者虐待防止法」を知っていますか。

1. 名前も内容も知っている
2. 名前を聞いたことがあるが、内容は知らない
3. 名前も内容も知らない

問37 しょうがい者虐待対応の身近な窓口であるしょうがい者虐待防止センターが、長浜市しょうがい福祉課内にあることを知っていますか。

1. 知っている
2. 聞いたことがある
3. 名前も内容も知らない

問38 あなたは、「障害者差別解消法」を知っていますか。

1. 名前も内容も知っている
2. 名前を聞いたことがあるが、内容は知らない
3. 名前も内容も知らない

問39 あなたは、日常生活や外出時などに他人から何らかの配慮を受けて、良かったと思う（思った）ことがありますか。

1. ある
2. 少しある
3. ない

問40 どのような場所で配慮を受けて良かったと思いましたか。

1. 学校・仕事場
2. 仕事を探すとき
3. 外出先
4. 余暇を楽しむとき
5. 病院などの医療機関
6. 住んでいる地域
7. その他（ ）

問41 あなたは、社会全体でしょうがいのある人への理解が以前より深まったと感じますか。

1. かなり深まったと思う
2. 少しは深まったと思う
3. あまり深まったとは思わない
4. まったく深まっていない
5. わからない

問42

今後、しょうがい福祉施策を充実させるために、どのようなことに力を入れていく必要があると思いますか。

1. 保健・医療サービスの充実
2. 在宅福祉サービスの充実
3. 保育・療育・教育サービスの充実
4. 働く場・機会の充実
5. しょうがい者向け住宅などの住まいの整備
6. 相談・情報提供体制の充実
7. 生涯スポーツ活動・生涯学習の充実
8. 市民の意識啓発（福祉に対する理解を深める）
9. 地域活動に参加しやすくするための支援
10. 段差の解消やエレベーターの設置など、バリアのない町づくり
11. 移動手段・交通の整備
12. 経済的な援助の充実
13. 権利擁護・財産管理の援助
14. 入所施設の充実
15. ボランティアなどの育成・活動の支援・充実
16. 災害時の準備
17. その他（ ）

問43

あなたは、火事や地震などの災害時に一人で避難できますか。

1. できる
2. できない
3. わからない

問44

家族が不在の場合や一人暮らしの場合、近所にあなたを助けてくれる人はいますか。

1. いる
2. いない
3. わからない

問45

火事や地震などの災害時に困ることは何ですか。

1. 投薬や治療が受けられない
2. 補装具の使用が困難になる
3. 補装具や日常生活用具の入手ができなくなる
4. 救助を求めることができない
5. 安全なところまで、迅速に避難することができない
6. 被害状況、避難場所などの情報が入手できない
7. 周囲とコミュニケーションがとれない
8. 避難場所の設備（トイレ等）や生活環境が不安
9. その他（ ）
10. 特になし

障害者手帳アプリ「ミライロID」

[公開日：2023年2月13日] [更新日：2023年2月13日] ID:12489

ソーシャルサイトへのリンクは別ウィンドウで開きます



施設などで、「ミライロID」を提示すれば利用料金の割引等を受けることができます。

障害者手帳アプリ「ミライロID」とは

- ・「ミライロID」は、障害者手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳）が交付されている人を対象とした、民間事業者のスマートフォン向けアプリです。
- ・「ミライロID」を本人確認書類として認めている施設等では、アプリ画面を手帳の代わりに提示することで利用料金の割引等が受けられます。
- ・割引内容は各施設で異なります。詳しくは各施設などへお問い合わせください。

お問

長浜市健康福
課

電話: 0749-6

ファックス: 074

電話番号の
ください！

お問い合わせ

この記事と同

- [障害者手ID](#)
- [「わたSH」障スポ20ソング『シ画を作成](#)
- [旧優生保手術を受](#)
- [ユニバーサ](#)

健康福祉部

- ▶ しょうがい
報
- ▶ 協議会・
- ▶ しょうがい
- ▶ 長浜市し
之
- ▶ 福祉有償
- ▶ 入札結果